

町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年(2026年)3月9日

提出者 町田市長 稲垣 康 治

町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

町田市学童保育クラブ設置条例（昭和47年3月町田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
南第一学童保育 クラブ	町田市金森三丁目27番 2号	南第一さくら学 童保育クラブ	町田市南町田一丁目10 番1号
略	略	略	略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の南第一学童保育クラブの入会に関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、この条例による改正後の町田市学童保育クラブ設置条例の規定の例により行うことができる。